

三方山水源環境保全委員会（第 49 回）

1. 日 時 令和 7 年 8 月 2 8 日（木） 1 4 : 0 0 ~
2. 会議方法 対面開催及びオンライン開催
3. 議 案

（報告）

- 第 1 号報告 第 48 回委員会報告書について
- 第 2 号報告 三方山廃棄物処分場周辺の水質検査結果について（長崎市実施分）
- 第 3 号報告 事業者への立入検査結果について
- 第 4 号報告 パイロットプラント等について（事業者報告）
- 第 5 号報告 三方山委員会ホームページ保守委託について

（議題）

- 第 1 号議題 委員会決算について
- 第 2 号議題 三方山廃棄物処分場周辺の水質検査に係る環境基準超過について
- 第 3 号議題 三方山水源環境保全委員会の今後について

（資料）

- | | | |
|-----------------------------------|------|--------|
| 1. 第 48 回委員会報告書について | ．．．． | P 2 ～ |
| 2. 三方山廃棄物処分場周辺の水質検査結果について（長崎市実施分） | ．． | P 4 ～ |
| 3. 事業者への立入検査結果について | ．．．． | P 14 ～ |
| 4. パイロットプラント等について（事業者報告） | ．．．． | P 22 ～ |
| 5. 三方山委員会ホームページ保守委託について | ．．．． | P 30 ～ |
| 6. 委員会決算について | ．．．． | P 32 ～ |
| 7. 三方山廃棄物処分場周辺の水質検査に係る環境基準超過について | ．．． | P 34 ～ |
| 8. 三方山水源環境保全委員会の今後について | ．．．． | P 38 ～ |

長 崎 市
令 和 7 年 8 月

【第 1 号報告】

第 48 回委員会報告書について

1. 報告書 . . . P 3

報 告 書

次のとおり、委員会を開催しましたので、報告致します

件 名	第 4 8 回三方山水源環境保全委員会の開催報告について
日 程	令和 7 年 3 月 3 日（月）～ 3 月 1 7 日（月）
場 所	書面開催
出席者	【専門委員】 山口 委員 伊東 委員 高辻 委員 戸田 委員 島田 委員 森 委員 朝倉 委員 石橋 委員 （8 名出席）
内 容	1. 要旨 （1）報告事項 4 件 第 1 号報告 第 47 回委員会報告書について 第 2 号報告 三方山廃棄物処分場周辺の水質検査結果について （長崎市実施分） 第 3 号報告 廃棄物処分場水処理施設内での総水銀の検出について （長崎市実施分） 第 4 号報告 パイロットプラントについて（事業者報告） （2）議題事項 2 件 第 1 号議題 令和 7 年度委員会予算及び ホームページ保守管理業務委託について 第 2 号議題 パイロットプラントの停止について 2. 主な承認事項等 （1）第 1 号議題 「令和 7 年度委員会予算」及び「ホームページ保守管理業務委託」について、承認した。 （2）第 2 号議題 「パイロットプラントの停止」について、総水銀の値がこのまま基準適合を続け、5 月頃に判明する 4 月分採水の測定結果が、基準に適合している場合はパイロットプラントを停止し、停止後に「パイロットプラントの停止について（報告）」を市長あてに提出することを承認した。 3. 報告 4 件及び議題 2 件についての主な意見及び質問 - 特になし

【第2号報告】

三方山廃棄物処分場周辺の水質検査結果について (長崎市実施分)

- | | |
|--------------------------|----------|
| 1. 河川水水質検査結果 | ・・・ P 5 |
| 2. ボーリング揚水水質検査結果 | ・・・ P 7 |
| 3. パイロットプラント原水・処理水水質分析結果 | ・・・ P 9 |
| 4. 三方山関連水質検査及び委員会報告予定表 | ・・・ P 12 |
| 5. 三方山環境調査地点位置図 | ・・・ P 13 |

三方山合同調査結果集計表<食品衛生協会>

[採水日:令和7年1月14日、報告日:令和7年2月17日]

区分	検査項目	環境基準値	※1 排水基準値	三方山2	上流1	上流2
健康項目	カルシウム	0.003 以下	0.03 以下	0.0003 <	0.0003 <	0.0003 <
	亜鉛	※2 検出されない	1 以下	0.1 <	0.1 <	0.1 <
	鉛	0.01 以下	0.1 以下	0.001 <	0.001 <	0.001 <
	クロム	0.02 以下	0.5 以下	0.002 <	0.002 <	0.002 <
	ヒ素	0.01 以下	0.1 以下	0.001 <	0.001 <	0.001 <
	水銀	0.0005 以下	0.005 以下	0.0005 <	0.0005 <	0.0005 <
	アルキル水銀	※2 検出されない	検出されない	0.0005 <	0.0005 <	0.0005 <
	硝酸性及び亜硝酸性窒素	10 以下	※4	20.6	0.81	1.79
	P H 値	6.5～8.5	5.8～8.6	6.9	7.2	7.3
	B O D (mg/l)	2 以下	160 以下	0.8	0.8	0.8
生活環境項目	浮遊物質 (S S) (mg/l)	25 以下	200 以下	1 <	1 <	1 <
	溶存酸素量 (D O) (mg/l)	7.5 以上	基準項目外	10	11	11
	大腸菌数 (CFU/100ml)	300 以下	基準項目外	1	2	25
	C O D (mg/l)	基準なし	基準項目外	1.5	0.8	0.7
	塩化物イオン (mg/l)	基準なし	基準項目外	40.0	9.7	13.4
	亜鉛 (mg/l)	※3 0.03 以下	2 以下	0.01 <	0.01 <	0.01 <
	窒素 (mg/l)	基準なし	120 以下	20.7	0.83	1.83
	燐 (mg/l)	基準なし	16 以下	0.023	0.009	0.023

※1 排水基準は参考値。

※2 シアン、アルキル水銀の「検出されない」とは、それぞれ「<0. 1」、「<0. 0005」のことである。

※3 亜鉛の環境基準については、神浦川が知事による類型指定されていないため、適用除外となる。

※4 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物が100以下。

三方山合同調査結果集計表<食品衛生協会>

[採水日:令和7年4月25日、報告日:令和7年5月28日]

区分	検査項目	環境基準値	※1 排水基準値	三方山2	上流1	上流2
健康項目	カルシウム	0.003 以下	0.03 以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
	鉛	※2 検出されない	1 以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1
	鉛	0.01 以下	0.1 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	六価クロム	0.02 以下	0.5 以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	ヒ素	0.01 以下	0.1 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	総水銀	0.0005 以下	0.005 以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	アルキル水銀	※2 検出されない	検出されない	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	硝酸性及び亜硝酸性窒素	10 以下	※4	16.6	0.89	1.66
	P H 値	6.5～8.5	5.8～8.6	7.1	7.3	7.4
	B O D (mg/l)	2 以下	160以下 60以下	0.5	0.6	1.3
生活環境項目	浮遊物質 (S S) (mg/l)	25 以下	200以下 60以下	3	1	1
	溶存酸素量 (D O) (mg/l)	7.5 以上	基準項目外	8.9	9.7	9.8
	大腸菌数 (CFU/100ml)	300 以下	基準項目外	86	2	6
	C O D (mg/l)	基準なし	160以下 90以下	1.8	1.1	1.2
	塩化物イオン (mg/l)	基準なし	基準項目外	32.0	9.5	12.3
	亜鉛 (mg/l)	※3 0.03 以下	2 以下	0.01	< 0.01	< 0.01
	窒素 (mg/l)	基準なし	120以下	17.0	0.90	1.68
	燐 (mg/l)	基準なし	16 以下	0.028	0.003	0.018

※1 排水基準は参考値。2段書きになっている箇所については上段が水質汚濁防止法上、下段が廃棄物処理法上となっている。

※2 シアン、アルキル水銀の「検出されない」とは、それぞれ「<0. 1」、「<0. 0005」のことである。

※3 亜鉛の環境基準については、神浦川が知事による類型指定されていないため、適用除外となる。

※4 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物が水質汚濁防止法上は100以下。
廃棄物処理法上は200以下。

ボーリング揚水水質検査結果集計表

検査項目:6項目

採水日:令和7年2月13日、 報告日:令和7年3月13日

区分	検査項目	環境基準	ボーリング水 No. 1	ボーリング水 No. 2	ボーリング水 No. 3	ボーリング水 No. 4
健康項目	カドミウム (mg/l)	0.003以下	< —	< —	< —	< —
	全シアン (mg/l)	検出されないこと	< —	< —	< —	< —
	鉛 (mg/l)	0.01以下	< —	< —	< —	< —
	六価クロム(mg/l)	0.05以下	< —	< —	< —	< —
	砒 素 (mg/l)	0.01以下	< —	< —	< —	< —
	総 水 銀 (mg/l)	0.0005以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.0010
	アルキル水銀(mg/l)	検出されないこと	< —	< —	< —	< —
	PCB(mg/l)	検出されないこと	< —	< —	< —	< —
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素(mg/l)	10以下	4.17	1.22	3.68	14.8
その他の	水素イオン濃度(pH)	—	5.2	6.8	6.5	6.0
	塩化物イオン(mg/l)	—	8.0	61.5	32.4	51.1
	電気伝導率(mS/m)	—	7.4	50.7	25.8	45.0
	硫酸イオン(mg/l)	—	3.3	57.8	8.1	24.8
備考	採 水 時 間		10:32	12:24	10:05	9:15
	気温 (°C)		2.2	3.6	2.8	3.0
	水温 (°C)		13.5	15.0	16.5	17.3

(注)全シアンの<0. 1、アルキル水銀・PCBの<0.0005は、検出されないことと同じ意味である。また、<は定量下限値未満を表す。

ボーリング揚水水質検査結果集計表

検査項目: 13項目

採水日: 令和7年5月12日、 報告日: 令和7年6月13日

区分	検査項目	環境基準	ボーリング水 No. 1	ボーリング水 No. 2	ボーリング水 No. 3	ボーリング水 No. 4
健康項目	カドミウム (mg/l)	0.003以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
	全シアン (mg/l)	検出されないこと	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1
	鉛 (mg/l)	0.01以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	六価クロム(mg/l)	0.05以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	砒 素 (mg/l)	0.01以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	総 水 銀 (mg/l)	0.0005以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	アルキル水銀(mg/l)	検出されないこと	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	PCB(mg/l)	検出されないこと	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
その他	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素(mg/l)	10以下	4.53	0.70	3.70	13.6
	水素イオン濃度(pH)	—	5.2	6.9	6.7	6.2
	塩化物イオン(mg/l)	—	7.6	50.6	30.2	45.7
	電気伝導率(mS/m)	—	7.5	41.9	25.5	40.9
備考	硫酸イオン(mg/l)	—	3.0	59.2	8.3	38.3
	採 水 時 間		11:10	12:38	10:45	9:56
	気温 (°C)		18.0	19.0	17.2	16.5
	水温 (°C)		14.5	16.9	17.0	17.7

(注) 全シアンの<0. 1、アルキル水銀・PCBの<0.0005は、検出されないことと同じ意味である。また、<は定量下限値未満を表す。

三方山産業廃棄物処分場パイロットプラントにおける原水及び処理水の水質分析結果

令和7年8月12日現在環境部作成

単位 mg/L ・ 処理量 5/23パイロットプラント再稼働(30t/日汲上)

項 目		総水銀	鉛	マンガン	鉄	溶解性鉄	分析機関
排 水 基 準		0.005 以下	0.1 以下	—	—	10 以下	
環 境 基 準		0.0005 以下	0.01 以下	—	—	—	
令和4年4月4日	原 水	0.0007	0.005 未満	1.2	0.05	0.03 未満	(株)環境衛生科学研究所
(長崎三共有機株)	処理水	0.0005 未満	0.005 未満	0.70	0.03 未満	0.03 未満	
令和4年5月9日	原 水	0.0008	0.005 未満	1.2	0.03 未満	0.03 未満	(株)環境衛生科学研究所
(長崎三共有機株)	処理水	0.0005 未満	0.005 未満	0.74	0.03 未満	0.03 未満	
令和4年5月19日	原 水	0.0006	0.001 未満	1.18	0.04	0.01	(公社)長崎県食品衛生協会
(長崎市)	処理水	0.0005 未満	0.001 未満	0.95	0.01 未満	0.01 未満	
令和4年6月7日	原 水	0.0006	0.005 未満	1.2	0.03 未満	0.03 未満	(株)環境衛生科学研究所
(長崎三共有機株)	処理水	0.0005 未満	0.005 未満	1.0	0.03 未満	0.03 未満	
令和4年7月12日	原 水	0.0006	0.005 未満	1.1	0.03 未満	0.03 未満	(株)環境衛生科学研究所
(長崎三共有機株)	処理水	0.0005 未満	0.005 未満	1.0	0.03 未満	0.03 未満	
令和4年8月2日	原 水	0.0005 未満	0.001 未満	1.24	0.04	0.01 未満	(公社)長崎県食品衛生協会
(長崎市)	処理水	0.0005 未満	0.001 未満	1.05	0.01 未満	0.01 未満	
令和4年8月5日	原 水	0.0006	0.005 未満	1.2	0.03	0.03 未満	(株)環境衛生科学研究所
(長崎三共有機株)	処理水	0.0005 未満	0.005 未満	1.1	0.03 未満	0.03 未満	
令和4年9月5日	原 水	0.0005	0.005 未満	1.3	0.03 未満	0.03 未満	(株)環境衛生科学研究所
(長崎三共有機株)	処理水	0.0005 未満	0.005 未満	1.2	0.03 未満	0.03 未満	
令和4年10月5日	原 水	0.0005	0.005 未満	1.4	0.03 未満	0.03 未満	(株)環境衛生科学研究所
(長崎三共有機株)	処理水	0.0005 未満	0.005 未満	0.87	0.03 未満	0.03 未満	
令和4年11月4日	原 水	0.0005	0.001	1.22	0.03	0.01 未満	(公社)長崎県食品衛生協会
(長崎市)	処理水	0.0005 未満	0.001 未満	1.15	0.02	0.01 未満	
令和4年11月7日	原 水	0.0006	0.005 未満	1.1	0.03 未満	0.03 未満	(株)環境衛生科学研究所
(長崎三共有機株)	処理水	0.0005 未満	0.005 未満	0.93	0.03 未満	0.03 未満	
令和4年12月22日	原 水	0.0005	0.005 未満	1.1	0.03 未満	0.03 未満	(株)環境衛生科学研究所
(長崎三共有機株)	処理水	0.0005 未満	0.005 未満	0.68	0.03 未満	0.03 未満	
令和5年1月6日	原 水	0.0007	0.005 未満	0.98	0.03 未満	0.03 未満	(株)環境衛生科学研究所
(長崎三共有機株)	処理水	0.0005 未満	0.005 未満	0.71	0.03 未満	0.03 未満	
令和5年2月3日	原 水	0.0005	0.001 未満	1.26	0.01 未満	0.01 未満	(公社)長崎県食品衛生協会
(長崎市)	処理水	0.0005 未満	0.001 未満	0.92	0.01 未満	0.01 未満	
令和5年2月15日	原 水	0.0005	0.005 未満	1.1	0.03 未満	0.03 未満	(株)環境衛生科学研究所
(長崎三共有機株)	処理水	0.0005 未満	0.005 未満	0.78	0.03 未満	0.03 未満	
令和5年3月8日	原 水	0.0005 未満	0.005 未満	1.2	0.03 未満	0.03 未満	(株)環境衛生科学研究所
(長崎三共有機株)	処理水	0.0005 未満	0.005 未満	0.61	0.03 未満	0.03 未満	
令和5年4月10日	原 水	0.0005	0.005 未満	1.2	0.03 未満	0.03 未満	(株)環境衛生科学研究所
(長崎三共有機株)	処理水	0.0005 未満	0.005 未満	0.41	0.03 未満	0.03 未満	
令和5年5月12日	原 水	0.0005 未満	0.005 未満	1.7	0.03 未満	0.03 未満	(株)環境衛生科学研究所
(長崎三共有機株)	処理水	0.0005 未満	0.005 未満	0.54	0.03 未満	0.03 未満	
令和5年5月12日	原 水	0.0005 未満	0.001 未満	1.58	0.01	0.01	(公社)長崎県食品衛生協会
(長崎市)	処理水	0.0005 未満	0.001 未満	0.42	0.01	0.01	
令和5年6月7日	原 水	0.0005 未満	0.005 未満	1.6	0.03 未満	0.03 未満	(株)環境衛生科学研究所
(長崎三共有機株)	処理水	0.0005 未満	0.005 未満	0.55	0.03 未満	0.03 未満	
令和5年7月4日	原 水	0.0005 未満	0.005 未満	1.1	0.04	0.03 未満	(株)環境衛生科学研究所
(長崎三共有機株)	処理水	0.0005 未満	0.005 未満	1.0	0.03 未満	0.03 未満	
令和5年8月2日	原 水	0.0005 未満	0.005 未満	1.3	0.03 未満	0.03 未満	(株)環境衛生科学研究所
(長崎三共有機株)	処理水	0.0005 未満	0.005 未満	1.0	0.03 未満	0.03 未満	
令和5年8月28日	原 水	0.0005 未満	0.001 未満	1.29	0.01	0.01	(公社)長崎県食品衛生協会
(長崎市)	処理水	0.0005 未満	0.001 未満	1.07	0.01	0.01 未満	

三方山産業廃棄物処分場パイロットプラントにおける原水及び処理水の水質分析結果

令和7年8月12日現在環境部作成

単位 mg/L ・ 処理量 5/23パイロットプラント再稼働(30t/日汲上)

項 目		総水銀	鉛	マンガン	鉄	溶解性鉄	分析機関
排 水 基 準		0.005 以下	0.1 以下	—	—	10 以下	
環 境 基 準		0.0005 以下	0.01 以下	—	—	—	
令和5年9月13日	原 水	0.0005 未満	0.005 未満	1.4	0.04	0.03 未満	(株)環境衛生科学研究所
(長崎三共有機株)	処理水	0.0005 未満	0.005 未満	1.2	0.03 未満	0.03 未満	
令和5年10月4日	原 水	0.0005 未満	0.005 未満	1.5	0.04	0.03 未満	(株)環境衛生科学研究所
(長崎三共有機株)	処理水	0.0005 未満	0.005 未満	2.1	0.03 未満	0.03 未満	
令和5年11月2日	原 水	0.0005 未満	0.005 未満	1.5	0.04	0.03 未満	(株)環境衛生科学研究所
(長崎三共有機株)	処理水	0.0005 未満	0.005 未満	2.0	0.03 未満	0.03 未満	
令和5年11月16日	原 水	0.0005 未満	0.001 未満	1.35	0.05	0.04	(公社)長崎県食品衛生協会
(長崎市)	処理水	0.0005 未満	0.001 未満	1.92	0.01	0.01 未満	
令和5年12月1日	原 水	0.0005 未満	0.005 未満	1.4	0.04	0.03 未満	(株)環境衛生科学研究所
(長崎三共有機株)	処理水	0.0005 未満	0.005 未満	1.3	0.03 未満	0.03 未満	
令和6年1月12日	原 水	0.0005	0.005 未満	1.3	0.16	0.08	(株)環境衛生科学研究所
(長崎三共有機株)	処理水	0.0005 未満	0.005 未満	0.83	0.03 未満	0.03 未満	
令和6年2月7日	原 水	0.0005 未満	0.001 未満	1.22	0.03	0.02	(公社)長崎県食品衛生協会
(長崎市)	処理水	0.0005 未満	0.001 未満	1.07	0.01	0.01 未満	
令和6年2月14日	原 水	0.0005 未満	0.005 未満	1.2	0.07	0.03 未満	(株)環境衛生科学研究所
(長崎三共有機株)	処理水	0.0005 未満	0.005 未満	1.2	0.03 未満	0.03 未満	
令和6年3月15日	原 水	0.0005 未満	0.005 未満	1.0	0.06	0.03 未満	(株)環境衛生科学研究所
(長崎三共有機株)	処理水	0.0005 未満	0.005 未満	1.1	0.03 未満	0.03 未満	
令和6年4月5日	原 水	0.0005	0.005 未満	1.7	0.03	0.03 未満	(株)環境衛生科学研究所
(長崎三共有機株)	処理水	0.0005 未満	0.005 未満	0.75	0.03 未満	0.03 未満	
令和6年5月8日	原 水	0.0005 未満	0.005 未満	2.2	0.03 未満	0.03 未満	(株)環境衛生科学研究所
(長崎三共有機株)	処理水	0.0005 未満	0.005 未満	1.8	0.03 未満	0.03 未満	
令和6年5月9日	原 水	0.0005 未満	0.001 未満	2.27	0.01 未満	0.01 未満	(公社)長崎県食品衛生協会
(長崎市)	処理水	0.0005 未満	0.001 未満	1.77	0.01 未満	0.01 未満	
令和6年6月5日	原 水	0.0005 未満	0.005 未満	2.5	0.03 未満	0.03 未満	(株)環境衛生科学研究所
(長崎三共有機株)	処理水	0.0005 未満	0.005 未満	1.9	0.03 未満	0.03 未満	
令和6年7月19日	原 水	0.0005 未満	0.005 未満	2.1	0.03 未満	0.03 未満	(株)環境衛生科学研究所
(長崎三共有機株)	処理水	0.0005 未満	0.005 未満	1.8	0.03 未満	0.03 未満	
令和6年8月8日	原 水	0.0005 未満	0.001	2.06	0.01	0.01 未満	(公社)長崎県食品衛生協会
(長崎市)	処理水	0.0005 未満	0.001 未満	1.79	0.01 未満	0.01 未満	
令和6年8月16日	原 水	0.0005 未満	0.005 未満	1.8	0.03 未満	0.03 未満	(株)環境衛生科学研究所
(長崎三共有機株)	処理水	0.0005 未満	0.005 未満	1.6	0.03 未満	0.03 未満	
令和6年9月4日	原 水	0.0005 未満	0.005 未満	2.0	0.03 未満	0.03 未満	(株)環境衛生科学研究所
(長崎三共有機株)	処理水	0.0005 未満	0.005 未満	1.5	0.03 未満	0.03 未満	
令和6年10月11日	原 水	0.0005 未満	0.005 未満	1.8	0.03 未満	0.03 未満	(株)環境衛生科学研究所
(長崎三共有機株)	処理水	0.0005 未満	0.005 未満	1.4	0.03 未満	0.03 未満	
令和6年11月7日	原 水	0.0005 未満	—	—	—	—	(株)環境衛生科学研究所
(長崎三共有機株)		—	—	—	—	—	
令和6年11月19日	原 水	0.0005 未満	0.002	1.56	0.01	0.01 未満	(公社)長崎県食品衛生協会
(長崎市)		—	—	—	—	—	
令和6年12月16日	原 水	0.0005 未満	—	—	—	—	(株)環境衛生科学研究所
(長崎三共有機株)		—	—	—	—	—	
令和7年1月8日	原 水	0.0005 未満	—	—	—	—	(株)環境衛生科学研究所
(長崎三共有機株)		—	—	—	—	—	
令和7年2月13日	原 水	0.0005 未満	0.001	1.54	0.04	0.02	(公社)長崎県食品衛生協会
(長崎市)		—	—	—	—	—	

三方山産業廃棄物処分場パイロットプラントにおける原水及び処理水の水質分析結果

令和7年8月12日現在環境部作成

単位 mg/L ・ 処理量 5/23パイロットプラント再稼働(30t/日汲上)

項 目		総水銀	鉛	マンガン	鉄	溶解性鉄	分析機関
排 水 基 準		0.005 以下	0.1 以下	—	—	10 以下	
環 境 基 準		0.0005 以下	0.01 以下	—	—	—	
令和7年2月18日 (長崎三共有機株)	原 水	0.0005 未満	—	—	—	—	(株)環境衛生科学研究所
		—	—	—	—	—	
令和7年3月13日 (長崎三共有機株)	原 水	0.0005 未満	—	—	—	—	(株)環境衛生科学研究所
		—	—	—	—	—	
令和7年4月3日 (長崎三共有機株)	原 水	0.0005 未満	—	—	—	—	(株)環境衛生科学研究所
		—	—	—	—	—	
令和7年5月12日 (長崎市)	原 水	0.0012	—	—	—	—	(公社)長崎県食品衛生協会
		—	—	—	—	—	
令和7年5月13日 (長崎三共有機株)	原 水	0.0012	—	—	—	—	(株)環境衛生科学研究所
		—	—	—	—	—	
令和7年6月20日 (長崎三共有機株)	原 水	0.0005 未満	0.005 未満	1.5	0.03 未満	0.03 未満	(株)環境衛生科学研究所
	処理水	0.0005 未満	0.005 未満	0.56	0.03 未満	0.03 未満	
令和7年7月8日 (長崎三共有機株)	原 水	0.0005	0.005 未満	1.6	0.03 未満	0.03 未満	(株)環境衛生科学研究所
	処理水	0.0005 未満	0.005 未満	1.1	0.03 未満	0.03 未満	

※1 長崎市が行う水質検査は、原水、(二次)処理水を検査する。

2 長崎三共有機株が行う水質検査は、原水、砂ろ過水、一次処理水及び二次処理水を検査する。

3 処理量は、当初20t/日で、H22.6.28から30t/日へ、H24.8.28から50t/日へ、H24.9.11から40t/日へ、H25.12.9から50t/日へ、H27.1.14から60t/日へ、H29.8.23から70t/日へ、H30.4.9から80t/日へ、H30.10.22から60t/日へ、H30.11.6から50t/日へ、R1.10.10から60t/日へ、R3.11.24から55t/日、R4.12.6から45t/日、R5.10.5から40t/日、R5.11.2から35t/日、R5.12.4から30t/日、R6.1.15から25t/日、R6.2.15から20t/日、R6.4.8から15t/日へ変更している。(R6.10.14から水銀処理のためのパイロットプラント稼働休止)

R7.5.23からパイロットプラントを再稼働。処理量は30t/日。

4 パイロットプラント稼働休止に伴い、長崎市が行う水質検査結果は原水のみとし、長崎三共有機株が行う水質検査結果は、原水の総水銀のみの記載とする。

令和7年度 三方山 関連水質検査及び委員会報告予定表

(委員会開催予定月:8月頃、3月頃)

業 務 名	令和7年度												業 務 内 容		
	令和6年度			令和7年度											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		令和8年 1月	2月
井戸水の水質検査 令和2年度から廃止															
1. 周辺井戸水水質検査															
(1) 検査地点2箇所(3地点)															
(2) 検査項目及び回数															
①検査項目51項目 年1回実施															
②硝酸態窒素・亜硝酸態窒素 年4回															
2. 河川水水質検査															
(1) 検査地点5箇所															
(2) 検査項目及び回数															
①検査項目44項目⇒45項目 年1回実施															
②検査項目18項目⇒19項目 年3回実施															
3. ポーリング揚水水質検査(地下水)															
(1) 検査地点4箇所															
(2) 検査項目及び回数															
①検査項目13項目 年1回実施															
②検査項目 6項目 年3回実施															
4. バイロットプラント水質検査															
(1) 検査地点1箇所(事業者は2箇所)															
(2) 検査項目及び回数															
①検査項目 1項目 年4回実施															

周辺井戸(飲料用井戸)の水質を検査															
(1)地点名:井戸F原水、井戸F、H宅河川水の2箇所、3地点															
(2)水道法に基づく水質基準項目															
①の項目「水質基準に関する省令」で定める項目及び残留塩素(業務委託)															
②は井戸Fのみ「3. ポーリング揚水水質検査」時に実施。															
5課による合同立会(廃棄物対策課、環境政策課、下水道施設課、水質管理室、浄水課)															
(4)地点名:三方山1～3、上流1～2 の5箇所 → (1)地点名:三方山2、上流1～2 の3箇所															
(2)環境基準項目又は排水基準項目															
①の項目(業務委託)							Ⅱ								
②の項目(業務委託)								Ⅱ				Ⅰ			
①及び②の項目…令和4年度より大腸菌数を検査項目に追加															
処分場直下のポーリング地点での地下水を検査															
(1)地点名:Bor No1～No4の4箇所															
(2)地下水環境基準項目の一部及びその他関連項目															
①の項目 ②の項目+カドミウム、シアン、六価クロム、砒素、PCB)(業務委託)					Ⅰ										
②の項目 (水銀、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、塩化物イオン、水素イオン濃度指数、電気伝導率、硫酸イオン)(業務委託)												Ⅰ			
パイロットプラントの水質を検査															
(1)地点名:原水の1箇所															
(2)環境基準、排水基準項目															
①の項目 総水銀(業務委託)														Ⅰ	

井戸水の水質検査
令和2年度から廃止

河川水の水質検査
令和2年度から2箇所

①及び②の項目…令和4年度より大腸菌数を検査項目に追加

ポーリング揚水の水質検査
令和2年度から2項目減

②の項目 (水銀、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、塩化物イオン、水素イオン濃度指数、電気伝導率、硫酸イオン)(業務委託)

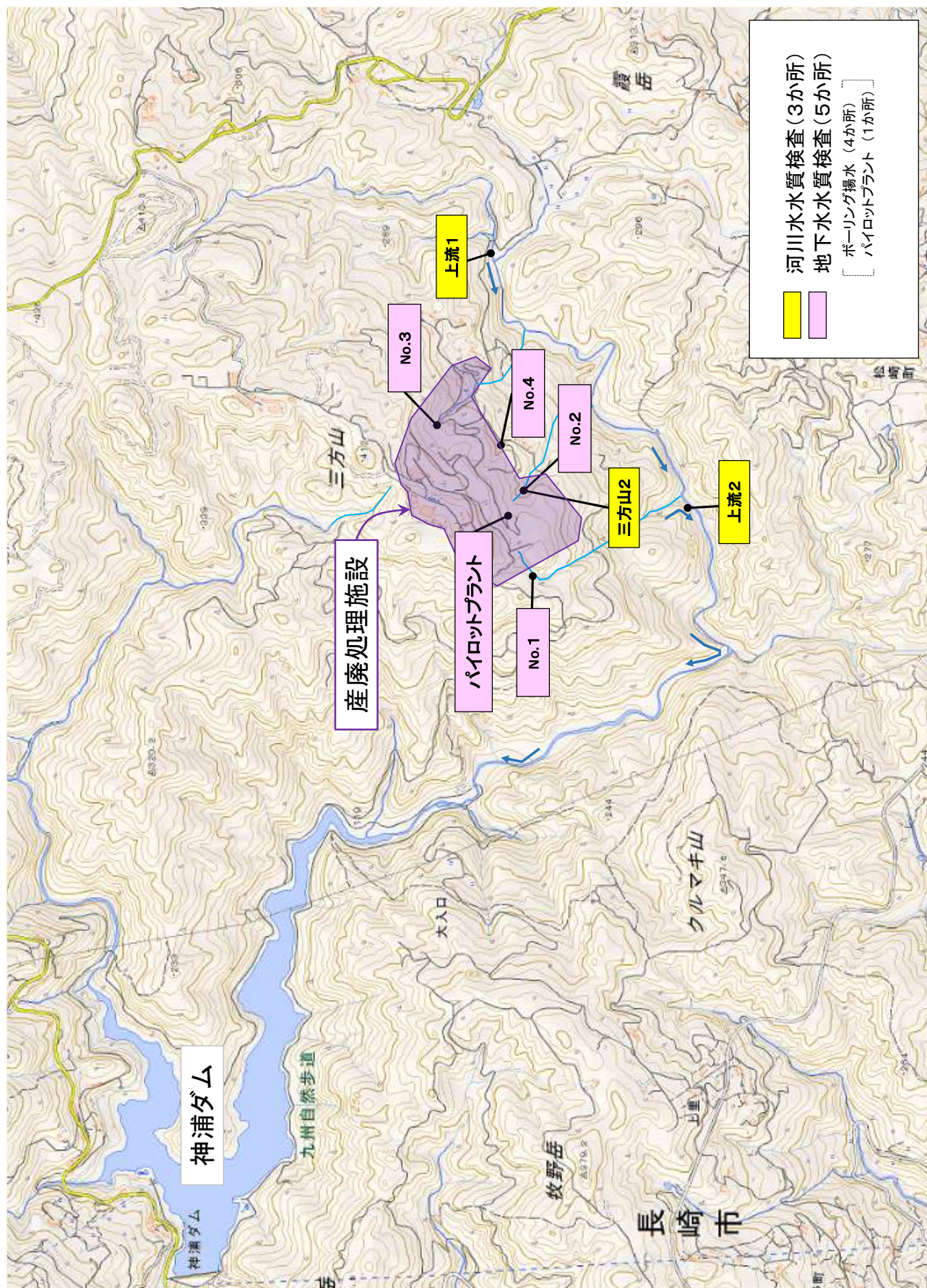
バイロットプラントの水質を検査

(1) 地点名: 原水の1箇所

(2) 環境基準、排水基準項目

①の項目 総水銀(業務委託)

三方山環境調査地点位置図



【第3号報告】

事業者への立入検査結果について

- | | |
|-----------------|---------|
| 1. 立入検査結果通知書 | ・・・ P15 |
| 2. 産廃保管場所位置図 | ・・・ P16 |
| 3. 管理型埋立施設の配置図 | ・・・ P17 |
| 4. 立入検査の状況写真 | ・・・ P18 |
| 5. 改善（計画・措置）報告書 | ・・・ P21 |

長廃対681号
令和7年3月3日

長崎三共有機 株式会社
代表取締役 細田 茂則 様

長崎市長 鈴木 史朗



立入検査結果通知書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項に基づき、令和7年1月27日及び31日に実施した立入検査の結果について、下記のとおり通知いたします。

記

- 1 立入検査を実施した事務所及び事業場の所在地
事務所：長崎市赤迫三丁目13番3号
事業場：長崎市松崎町1128番地27～31
- 2 業の種類
産業廃棄物処分業（中間処理：汚泥等の乾燥発酵）
産業廃棄物処理施設（安定型最終処分場、管理型最終処分場）
- 3 指摘事項
指摘事項はございませんが、次の点は対策をお願いします。
(1) 産業廃棄物処分業について
事業場からの臭気については、今後も検討を継続すると共に、必要に応じて更なる対策を講じること。
(2) 産業廃棄物処理施設について
ア 処分場下流域の地表水及び地下水の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の値が環境基準値を超えているため、その低減措置について、引き続き対策を講じること。
イ 最終処分場埋め立て終了区域における水源涵養林の整備を継続して実施すること。
以上について、改善の内容を別紙「改善（計画・措置）報告書」により、提出期限までに廃棄物対策課に報告ください。
- 4 改善報告書の提出期限
提出期限：令和7年3月17日（月）

【問合せ及び報告先】
〒850-8685 長崎市魚の町4番1号
長崎市環境部廃棄物対策課
産業廃棄物係 大石
TEL：095-829-1159（直通）
FAX：095-829-1218

【長崎三共有機(株) 三方山事業所 産廃保管場所位置図】



7、8は立入検査状況写真（6番堆肥舎の抜粋分）を撮影した場所（矢印はその向き）

管理型埋立施設 配置図

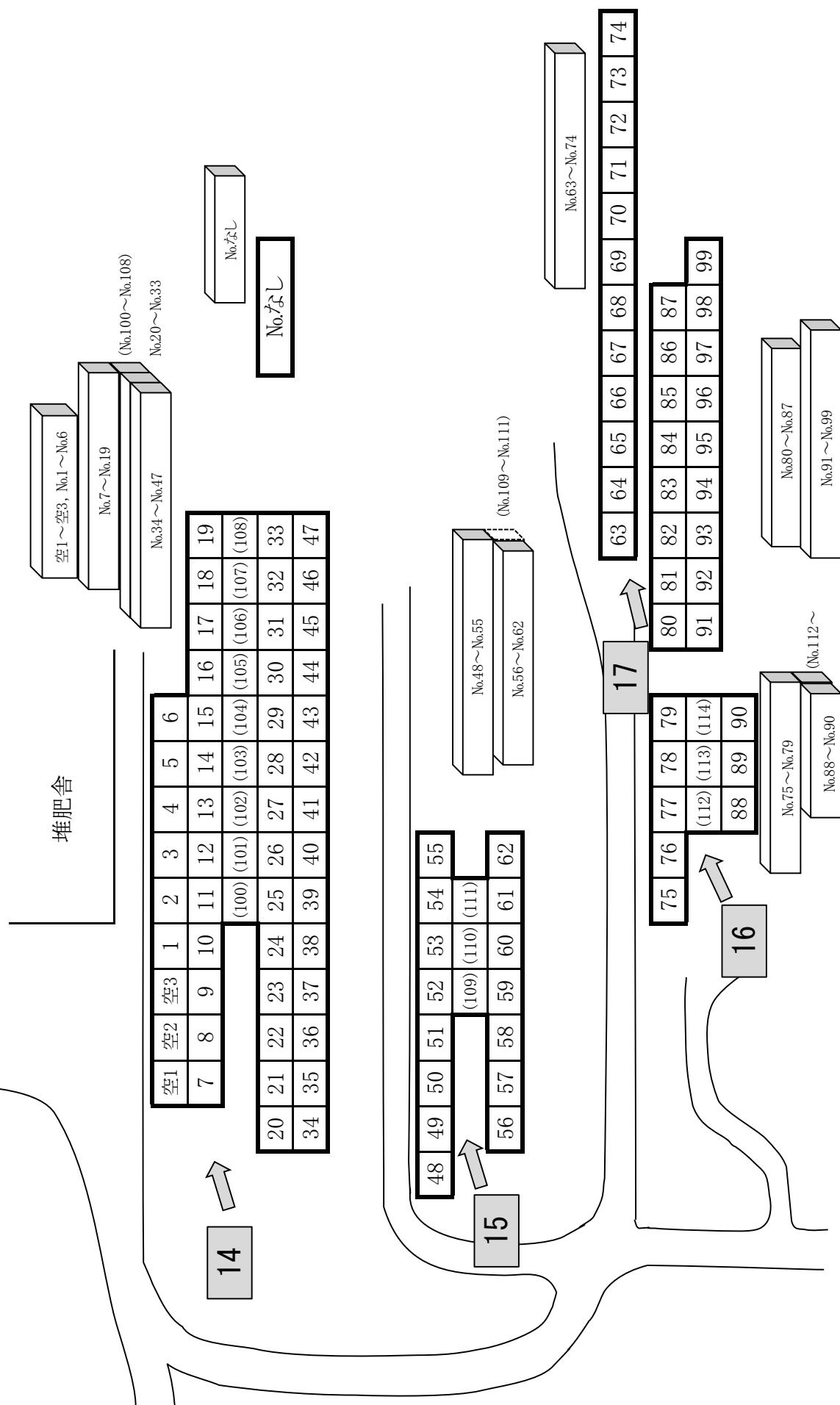


写真 ⑦	6番堆肥舎	
		備考 コンポスト化 発酵状況

写真 ⑧	6番堆肥舎	
		備考 簡易スクラバー装置(臭気対策) ※タンクは使用する際に設置

写真 ⑭	管理型埋立施設	備考
		状況写真

写真 ⑮	管理型埋立施設	備考
		状況写真 (塗装中)

長崎三共有機 株式会社 処分業・最終処分場立入検査 【R7.1.31】

写真 ⑬	管理型埋立施設	
		備考
		状況写真

写真 ⑭	管理型埋立施設	
		備考
		状況写真

改善（計画・措置）報告書

令和7年3月7日

長崎市長 鈴木 史朗 様

住 所 長崎市赤迫3丁目13番3号

氏 名 長崎三共有機株式会社

代表取締役 細田 茂則

電話番号 095-856-1100

担 当 者 重橋 裕明



令和7年3月3日付、長廃対681号により指摘を受けました事項は、次のとおり改善を（計画・措置）致しましたのでご報告致します。

改善（計画・措置）内容

【(1)産業廃棄物処分量について】

現在、肥料製造用エアレーション装置並びに自動攪拌機等を活用し、好気性発酵の促進による臭気対策を実施しており、好気性発酵では処理することが難しいアンモニア性臭気につきましても、発生量の多い6番堆肥舎間口に簡易スクラバー装置を設置して軽減化に取り組んでいるところです。検査機関の臭気調査結果においてもその効果を確認することができおり、敷地境界(近隣住民側)付近の臭気成分濃度は、測定全項目で定量下限値未満を達成しています。今後につきましても引き続き臭気軽減に関する情報収集や検討を行いながら必要に応じた対策を講じるよう努めて参ります。

【(2)産業廃棄物処理施設について】

指摘事項 ア

処分場下流域の地表水及び地下水の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の低減につきましては、三方山水源環境保全委員会でご報告していますとおり、リンを栄養源とした硫黄酸化細菌による脱窒処理を行っており、良好な結果を得ることができています。今後も委員の皆様方のご意見を伺いながら、処理水量の増量及び効率的な処理方法の検討を進めて参りたいと存じます。

指摘事項 イ

最終処分場埋め立て終了区域における水源涵養林整備につきましては、各区域において苗木の植栽作業や樹木の手入れ作業を随時実施しています。今後も継続的に水源涵養林の整備に取り組んで参ることと致します。

【第4号報告】

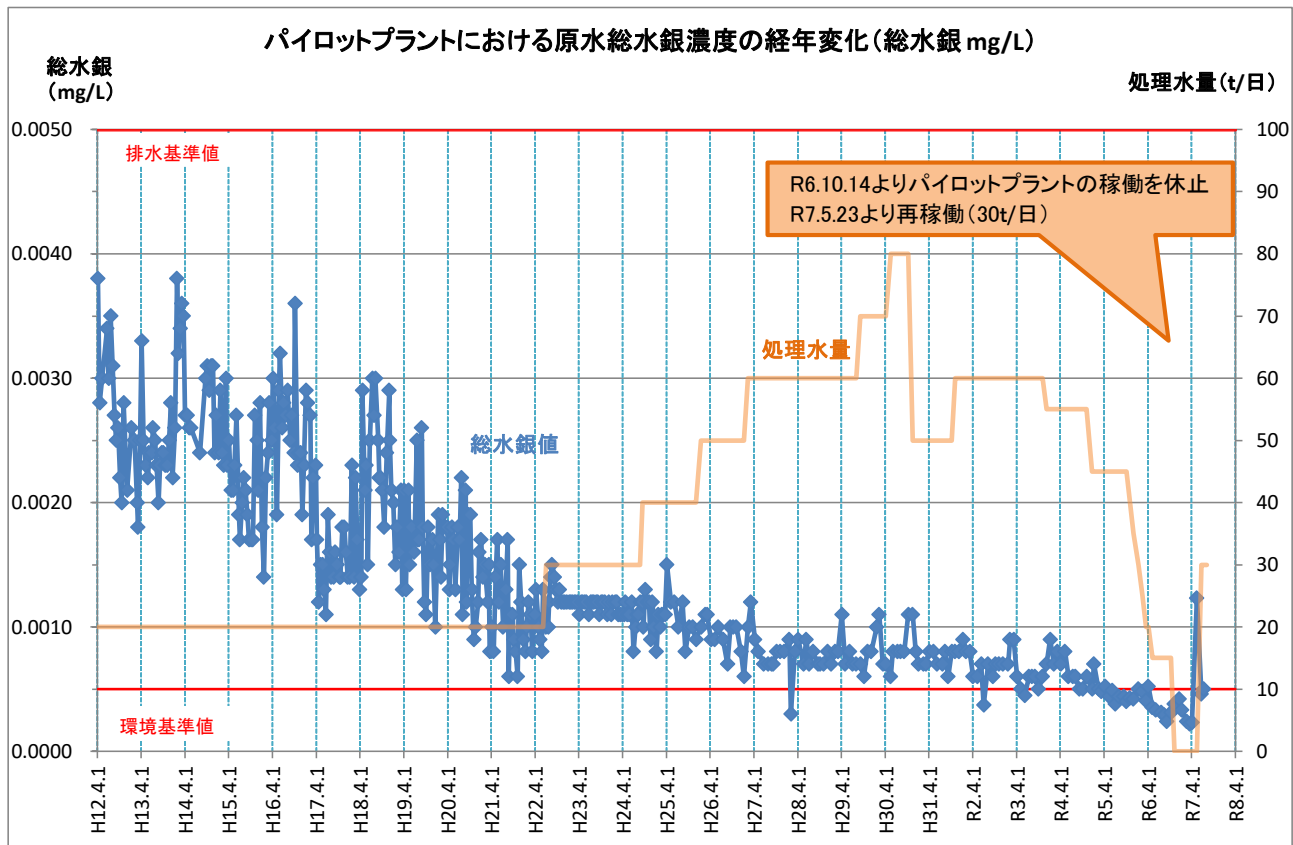
パイロットプラント等について（事業者報告）

1. パイロットプラント原水の総水銀濃度の推移について
・ ・ ・ P 23
2. パイロットプラント原水の塩化物イオン
及び電気伝導率の推移について
・ ・ ・ P 24
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る対策について
・ ・ ・ P 25
4. パイロットプラント処理水の散水について
・ ・ ・ P 26
5. 位置図
・ ・ ・ P 27
6. クラック観測
・ ・ ・ P 28
7. 側溝観察
・ ・ ・ P 29

三方山水質検査(長崎三共有機(株)実施分)

パイロットプラント原水の総水銀濃度の推移について

パイロットプラント原水の総水銀濃度は、令和5年2月から令和7年4月までの間、環境基準値0.0005mg/L以下で推移していたが、令和7年5月13日に0.0012mg/Lの値を検出した為、令和7年5月23日よりパイロットプラントを再稼働(処理水量 30t/日)している。再稼働以降の原水総水銀濃度は、現在まで環境基準値以下で推移している。
 ※令和7年5月13日パイロットプラント下流の敷地境界地点における河川水の総水銀濃度は0.00005mg/L未満(測定値)であった。



[採水分析機関: (株)環境衛生科学研究所]

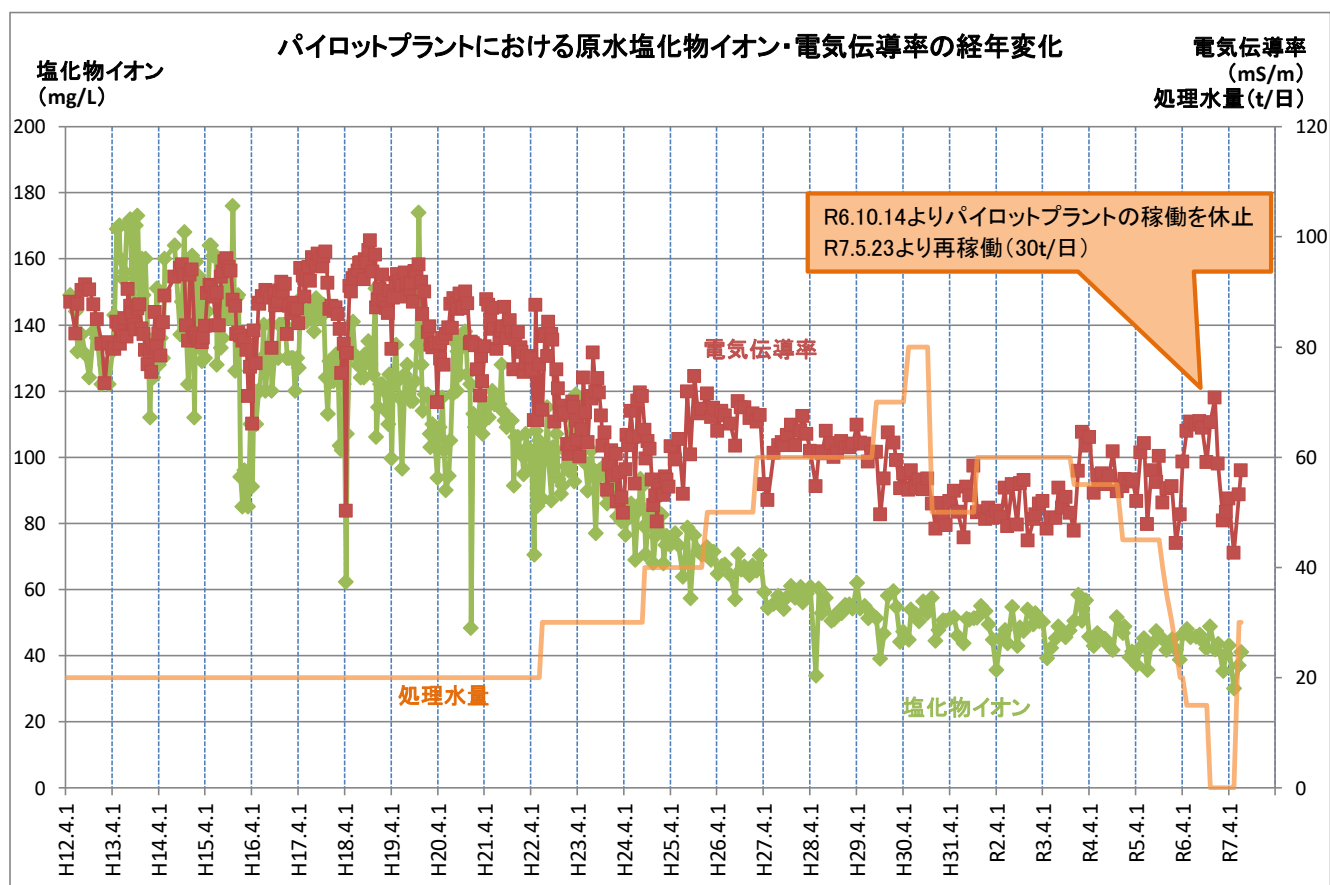
採水日	水銀値 (報告値)	水銀値 (測定値)	採水日	水銀値 (報告値)		水銀値 (測定値)	採水日	水銀値 (報告値)		水銀値 (測定値)
	原水			原水	処理水	原水		原水	処理水	原水
R5.1.6	0.0007	0.00070	R6.1.12	0.0005	0.0005未満	0.00051	R7.1.8	0.0005未満	－	0.00033
R5.2.15	0.0005	0.00051	R6.2.14	0.0005未満	0.0005未満	0.00048	R7.2.18	0.0005未満	－	0.00024
R5.3.8	0.0005未満	0.00048	R6.3.15	0.0005未満	0.0005未満	0.00041	R7.3.13	0.0005未満	－	0.00022
R5.4.10	0.0005	0.00052	R6.4.5	0.0005	0.0005未満	0.00052	R7.4.3	0.0005未満	－	0.00023
R5.5.12	0.0005未満	0.00044	R6.5.8	0.0005未満	0.0005未満	0.00035	R7.5.13	0.0012	－	0.00123
R5.6.7	0.0005未満	0.00049	R6.6.5	0.0005未満	0.0005未満	0.00033	R7.6.20	0.0005未満	0.0005未満	0.00046
R5.7.4	0.0005未満	0.00038	R6.7.19	0.0005未満	0.0005未満	0.00031	R7.7.8	0.0005	0.0005未満	0.00050
R5.8.2	0.0005未満	0.00044	R6.8.16	0.0005未満	0.0005未満	0.00029	R7.8.5	0.0005未満	0.0005未満	0.00048
R5.9.13	0.0005未満	0.00044	R6.9.4	0.0005未満	0.0005未満	0.00024				
R5.10.4	0.0005未満	0.00040	R6.10.11	0.0005未満	0.0005未満	0.00031				
R5.11.2	0.0005未満	0.00048	R6.11.7	0.0005未満	－	0.00038				
R5.12.1	0.0005未満	0.00042	R6.12.16	0.0005未満	－	0.00042				

※令和5年以前についても、処理水の総水銀濃度はすべて0.0005mg/L未満。

※令和5年1月以降のパイロットプラント原水総水銀濃度については、参考として報告値とともに測定値も記載している。

三方山水質検査(長崎三共有機機実施分)

パイロットプラント原水の塩化物イオン及び電気伝導率の推移について



[採水分析機関: 株式会社環境衛生科学研究所]

採水日	塩化物イオン	電気伝導率	採水日	塩化物イオン	電気伝導率	採水日	塩化物イオン	電気伝導率	採水日	塩化物イオン	電気伝導率
原水			原水			原水			原水		
R4.1.7	58.3	57.5	R5.1.6	48.7	56.0	R6.1.12	44.8	54.7	R7.1.8	43.5	58.8
R4.2.7	50.5	64.5	R5.2.15	39.5	55.5	R6.2.14	41.8	44.4	R7.2.18	35.2	48.4
R4.3.8	56.7	62.0	R5.3.8	41.1	55.9	R6.3.15	38.7	49.6	R7.3.13	40.4	50.0
R4.4.4	45.7	63.6	R5.4.10	37.2	52.0	R6.4.5	46.2	59.1	R7.4.3	43.0	52.4
R4.5.9	42.9	53.5	R5.5.12	42.6	60.8	R6.5.8	48.0	64.7	R7.5.13	30.0	42.6
R4.6.7	46.8	56.7	R5.6.7	45.2	62.5	R6.6.5	45.5	66.4	R7.6.20	37.0	53.2
R4.7.12	45.4	57.0	R5.7.4	35.6	47.8	R6.7.19	45.6	65.8	R7.7.8	41.0	57.6
R4.8.5	45.0	55.0	R5.8.2	43.2	57.6	R6.8.16	46.2	66.5			
R4.9.5	42.9	56.5	R5.9.13	47.3	55.4	R6.9.4	44.5	65.3			
R4.10.5	41.6	61.0	R5.10.4	45.7	60.2	R6.10.11	42.1	59.0			
R4.11.7	51.6	53.7	R5.11.2	44.8	51.7	R6.11.7	48.7	66.3			
R4.12.22	46.8	54.7	R5.12.1	41.6	54.3	R6.12.16	41.7	70.8			

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る対策について

(硫黄酸化細菌を用いた脱窒処理)

脱窒反応のメカニズム

硫黄酸化菌を用いた生物学的処理により、硝酸性窒素の脱窒を行う。

硫黄・炭酸カルシウム（充填材）を脱窒槽内に設置し、パイロットプラント処理水を通水させる。充填材表面に生息する硫黄酸化細菌の硝酸呼吸作用により、硝酸性窒素が窒素ガスに還元、排出される。

<リン添加>

脱窒効果の向上を図るため、硫黄酸化細菌の栄養源であるリンを添加して脱窒処理を行う。リン酸二水素カリウムをポンプ注入し、脱窒槽内のリン濃度を調整する。

工 程

パイロットプラントにて水銀除去した処理水(放流直前)にリンを添加し脱窒槽へ送水。脱窒槽内で硫黄酸化細菌による生物学的脱窒処理を行った後、再びパイロットプラント配管へ戻し、放流する。

脱窒槽

脱窒槽容量：21 m³ 充填材量：5.25 m³

充填材：硫黄・炭酸カルシウム

(日鉄エンジニアリング(株))

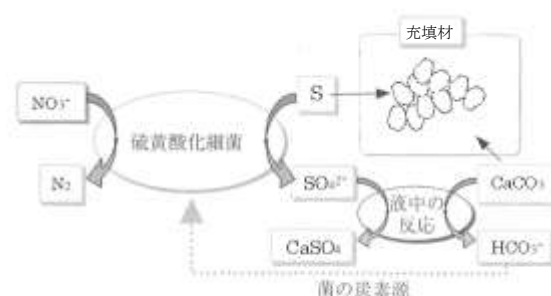


図1 脱窒反応のメカニズム

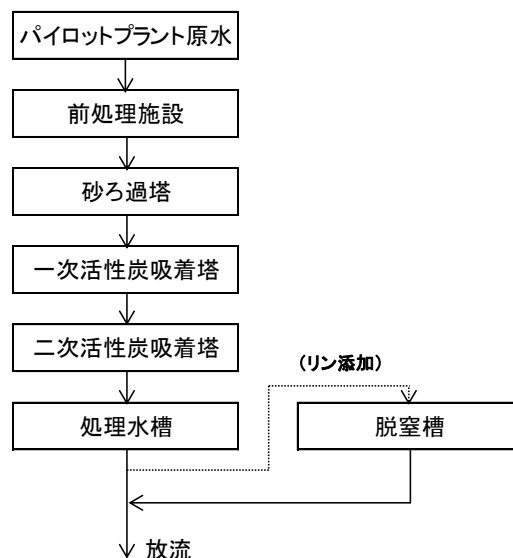


図2 工程フロー

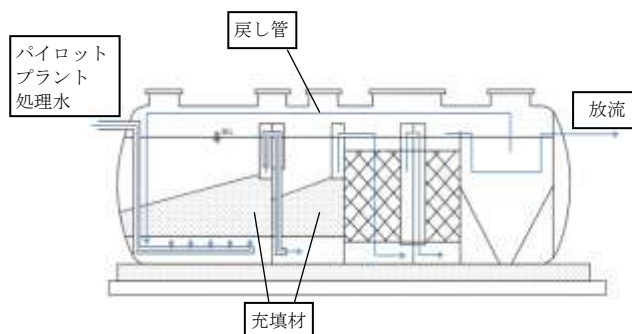


図3 脱窒槽内の流れ

パイロットプラント処理水の散水について

散水目的

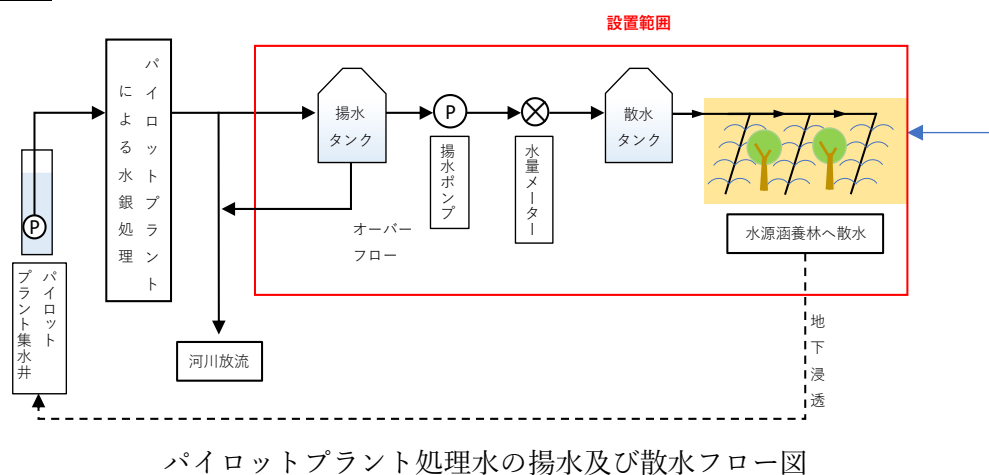
パイロットプラント処理水を土壌中に浸透させることで、集水井戸の低水位を予防し、パイロットプラント処理水量の増量につなげる。

また、処理水を散水することによって、植物による窒素の吸収や嫌気状態にある地下への浸透で硝酸態窒素、亜硝酸態窒素の低減を図る。



散水地点写真

工程

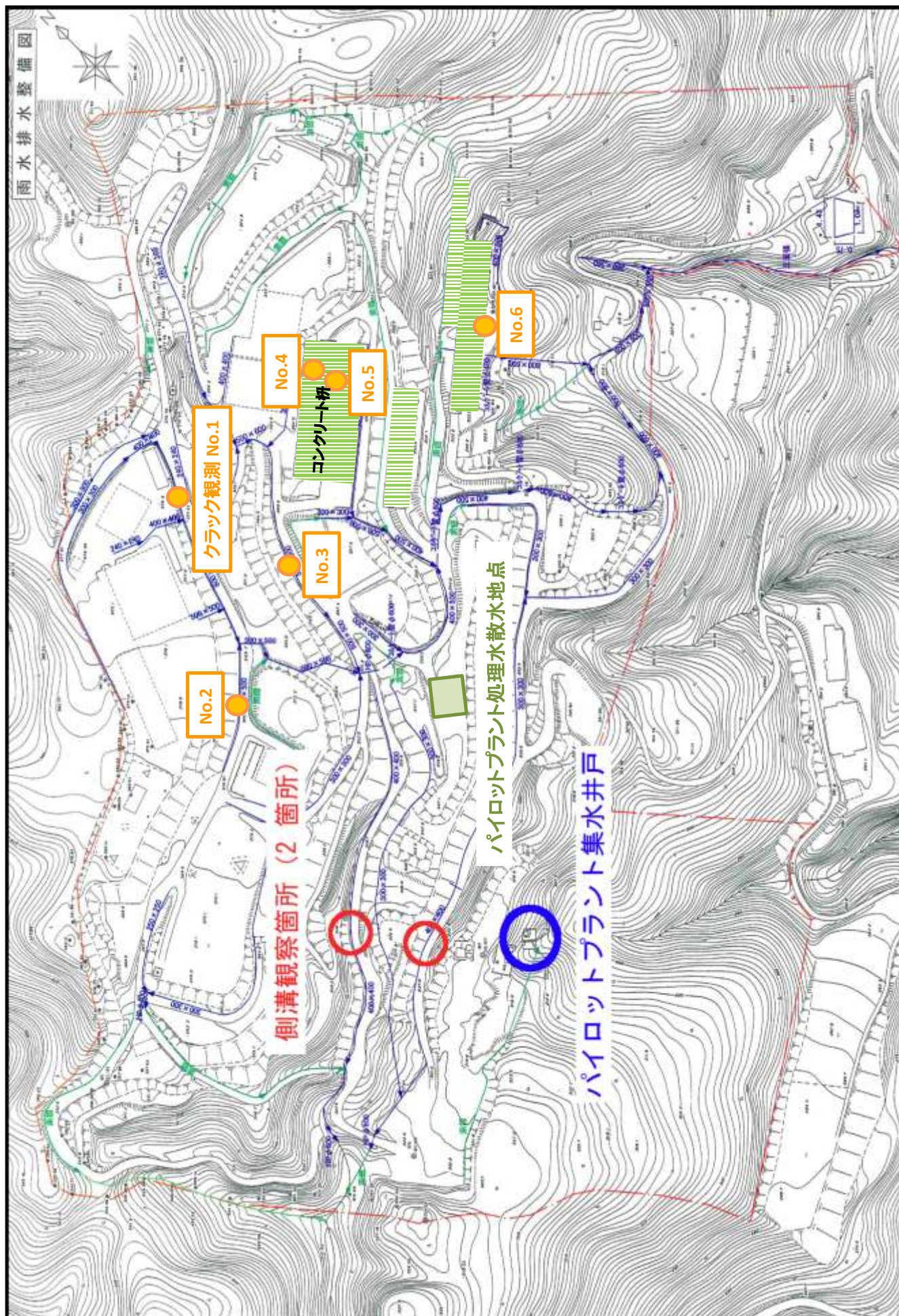


散水状況

令和2年6月より散水を開始していたが、パイロットプラント処理水量の減少に伴い令和6年4月以降は散水を停止している。

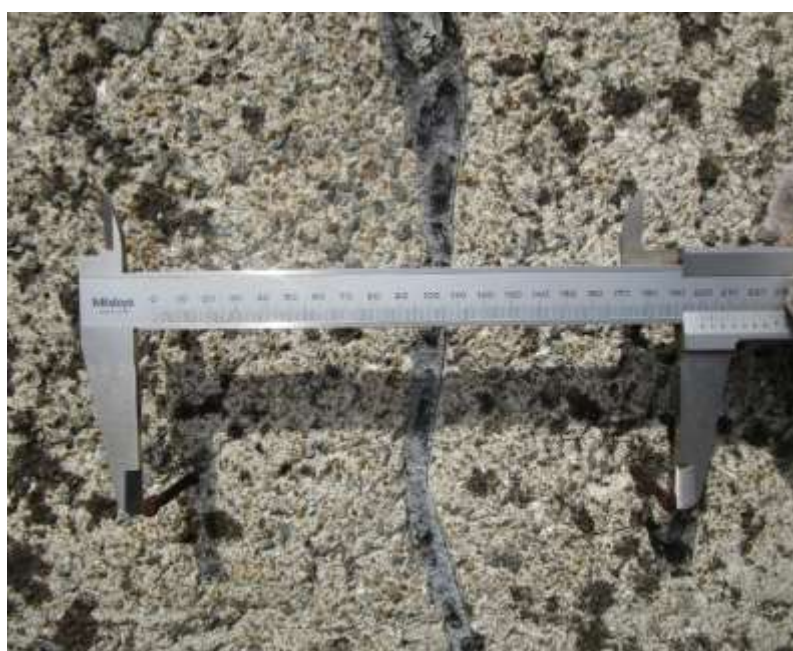


散水イメージ



クラック観測

観測箇所	測定結果			
	3回前 (R5.8.23)	前々回 (R6.2.27)	前回 (R6.8.23)	今回 (R7.2.21)
No.1	19.7 cm	19.8 cm	19.7 cm	19.9 cm
No.2	20.0 cm	20.0 cm	20.0 cm	20.0 cm
No.3	19.9 cm	20.0 cm	20.0 cm	19.9 cm
No.4	20.0 cm	20.0 cm	20.0 cm	20.0 cm
No.5	19.9 cm	19.9 cm	19.9 cm	19.9 cm
No.6	20.2 cm	20.2 cm	20.2 cm	20.2 cm



側溝観察



【第 5 号報告】

三方山委員会ホームページ保守委託について

1. 委託契約書	・ ・ ・ P 31
----------	------------



委託契約書

- 1 件 名 三方山水源環境保全委員会ホームページ保守・管理業務委託
- 2 契 約 金 額 55,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 5,000 円)
- 3 履 行 期 間 契約日から令和8年3月31日まで
- 4 委 託 内 容 ホームページの保守・管理業務(サイトの年間保守・管理及び更新)
- 5 契 約 保 証 金 長崎市契約規則第34条第5号に準じて免除

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 7 年 4 月 28 日

長崎市魚の町4番1号(資源循環課内)
発注者 三方山水源環境保全委員会
委 員 長 石橋 康弘 印

福岡市博多区東比恵3丁目3番1号
受注者 アプライド 株式会社
代表取締役 岡 義治 印



【第 1 号議題】

委員会決算について

1. 令和 6 年度三方山水源環境保全委員会収支決算書

・ ・ ・ P 33

令和6年度 三方山水源環境保全委員会収支決算書

【収 入】

(単位：円)

科 目	①予 算	②決 算	②-①差 額	備 考
1 負担金	94,000	94,000	0	負担金 (82,000) 報償費 (12,000)
2 繰越金	154,421	154,421	0	令和5年度分
3 諸収入	10	87	77	預金利子
合計	248,431	248,508	77	

【支 出】

(単位：円)

科 目	①予 算	②決 算	①-②差 額	備 考
1 会議費	36,000	33,180	2,820	報償費 (33,180) 費用弁償 (0)
2 事務局費	162,431	83,175	79,256	消耗品費 (0) 振込手数料 (3,355) 源泉所得税 (2,820) 委託費 (77,000) その他委託費 (0)
3 予備費	50,000	0	50,000	
合計	248,431	116,355	132,076	

【翌年度繰越金】

(単位：円)

科 目	収入決算	支出決算	差 額	備 考
1 繰越金	248,508	116,355	132,153	
合計	248,508	116,355	132,153	

預金通帳、領収書及びその他関係帳票をもとに出納の監査を実施した結果、会計処理は適正であり、決算について本書のとおり相違がないことを確認いたします。

三方山水源環境保全委員会

令和 7年 5月 15 日

監事 森 尚道 印



委員長 石橋 康弘 印



【第2号議題】

三方山廃棄物処分場周辺の水質検査に係る 環境基準超過について

1. 三方山廃棄物処分場周辺の水質検査に係る
環境基準超過について . . . P 35

1. 三方山廃棄物処分場周辺の水質検査に係る環境基準超過について

(1) 概要

三方山処分場の水質検査においては、長崎市では処分場内及び周辺のボーリング孔の必要な箇所地下水の水質検査を年4回実施している。

また、事業者においてもパイロットプラント原水（水銀除去装置による処理前の地下水）の検査を毎月実施している。

そのような中、令和7年2月13日に市が実施した令和6年度第4回水質検査において、ボーリング揚水 No. 4 の総水銀値が環境基準を超過し、また、同年5月12日に市が実施した令和7年度第1回水質検査において、パイロットプラント原水の総水銀値が速報値で環境基準値を超過していることが同月19日に判明した。

なお、総水銀以外の検査項目については、異常はない。

(2) 対応

ア ボーリング揚水 No. 4

令和7年3月17日及び4月18日に、臨時の水質検査を実施し、いずれも環境基準値内であることを確認した。

イ パイロットプラント

「パイロットプラント（PP）停止へ向けたフロー」に基づき、令和6年10月14日からパイロットプラント（水銀除去装置）の稼働を休止していたが、同委員会から事業者へパイロットプラントを再稼働するよう令和7年5月20日に指示し、同月23日から再稼働した。（処理水量：30 t / 日）

なお、神浦ダムに係る水質については、神浦ダムに流入する河川と神浦ダムの水については、これまでも水銀の検査を毎月実施し、環境基準値（0.0005 mg/L 以下）内であることを確認していたところであるが、令和7年3月12日以降は神浦ダムの水を浄水している手熊浄水場の浄水前の水（原水）の検査を追加して毎週実施し、その結果は、基準値をすべて満たしており、水道原水として問題ないことを確認するとともに、市のホームページで公開している。

総水銀測定の結果（事業者実施分含む）

総水銀値単位：mg/L

	パイロットプラント原水	ボーリング No. 4	ボーリング No. 1	ボーリング No. 2	ボーリング No. 3
令和6年4月5日 (長崎三共有機株)	0.0005 未満				
令和6年5月8日 (長崎三共有機株)	0.0005 未満				
令和6年5月9日 (長崎市)	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
令和6年6月5日 (長崎三共有機株)	0.0005 未満				

	パイロットプラント原水	ホーリング No. 4	ホーリング No. 1	ホーリング No. 2	ホーリング No. 3
令和6年7月19日 (長崎三共有機株)	0.0005 未満	—	—	—	—
令和6年8月8日 (長崎市)	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
令和6年8月16日 (長崎三共有機株)	0.0005 未満	—	—	—	—
令和6年9月4日 (長崎三共有機株)	0.0005 未満	—	—	—	—
令和6年10月11日 (長崎三共有機株)	0.0005 未満	—	—	—	—
令和6年11月7日 (長崎三共有機株)	0.0005 未満	—	—	—	—
令和6年11月19日 (長崎市)	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
令和6年12月16日 (長崎三共有機株)	0.0005 未満	—	—	—	—
令和7年1月8日 (長崎三共有機株)	0.0005 未満	—	—	—	—
令和7年2月13日 (長崎市)	0.0005 未満	0.0010	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
令和7年2月18日 (長崎三共有機株)	0.0005 未満	—	—	—	—
令和7年3月13日 (長崎三共有機株)	0.0005 未満	—	—	—	—
令和7年3月17日 (長崎市)	—	0.0005 未満	—	—	—
令和7年4月3日 (長崎三共有機株)	0.0005 未満	—	—	—	—
令和7年4月18日 (長崎市)	—	0.0005 未満	—	—	—
令和7年5月12日 (長崎市)	0.0012	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
令和7年5月13日 (長崎三共有機株)	0.0012	—	—	—	—
令和7年6月20日 (長崎三共有機株)	0.0005 未満	—	—	—	—
令和7年7月8日 (長崎三共有機株)	0.0005	—	—	—	—

(参考)

- 令和 6 年度中の廃棄物処理法に係る長崎三共有機株式会社からの届出

令和 7 年 3 月 5 日付で、堆肥舎の新設と木くず保管場所の廃止に伴う産業廃棄物処理業変更届出書が提出された。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 2 第 3 項において準用する同法 7 条の 2 第 3 項の規定にある環境省令で定める事項の変更に当たらないことから、現行の産業廃棄物処分業許可証の書き換えは無し。

- 令和 6 年 12 月から令和 7 年 5 月までの長崎県における地震について
長崎県内で震度 1 以上を観測した地震

観測年月日		時刻	震度 1	震度 2	震度 3
令和 6 年					
12 月					
令和 7 年					
1 月	13 日	21 : 19	県内の広い範囲		諫早市 雲仙市 島原市 南島原市
			長崎市		
			南山手町 黒浜町 元町 野母町	伊王島町 神浦江川町 布巻町	
	14 日	1 : 14	雲仙市		
	15 日	2 : 12	雲仙市	南島原市	
2 月	17 日	12 : 57	雲仙市		
3 月	18 日	5 : 00	県内の広い範囲		雲仙市
			長崎市		
			元町	布巻町	
		7 : 58	雲仙市		
		17 : 28	南島原市	雲仙市	
	30 日	10 : 46	島原市	雲仙市	
4 月	1 日	9 : 28	雲仙市 島原市		
	2 日	23 : 03	雲仙市	南島原市	
	5 日	18 : 42	雲仙市 島原市 南島原市		
	26 日	12 : 06	長崎市元町 島原市	諫早市 雲仙市 南島原市	
	28 日	16 : 54	雲仙市 南島原市		
5 月	5 日	2 : 03	雲仙市		

【第 3 号議題】

三方山水源環境保全委員会の今後について

1. 委員会設置の経過 . . . P 39

1. 委員会設置の経過

これまでの委員会の経過

- 平成 20 年 3 月 和解条項に基づき三方山委員会の設置（水質検査も従来通り実施）。
- 平成 25 年 3 月 委員会設置期限を 2 年間延長（平成 27 年 3 月まで延長の決議）。
- 平成 25 年 4 月 採水箇所や分析項目の見直し（見直し反映は H26 から。約 300 万円削減。）
- 平成 27 年 3 月 委員会設置期限を 2 年間延長（平成 29 年 3 月まで延長の決議）。
- 平成 29 年 1 月 委員会設置期限をさらに 2 年間延長する方向で審議。
- 平成 29 年 3 月 水銀不溶化実験の実施及び委員会設置期限を 2 年間延長（平成 31 年 3 月まで延期の協議）。 1
- 平成 29 年 8 月 水銀不溶化実験について、硫化ソーダを使用しない代替案やパイロットプラント増量計画を検討する。
パイロットプラント処理水量増大計画の期間短縮。
- 平成 30 年 8 月 委員会設置期限をさらに 2 年間延長する方向で審議。
- 平成 31 年 3 月 委員会設置期限を 2 年間延長（令和 3 年 3 月まで延長の決議）。
- 令和元年 9 月 第 37 回三方山委員会が開催された。
 - ① 水質検査の見直し
 - ② 同処理水を水源涵養林へ散水（処理量の増大と硝酸等の対策）
- 令和 2 年 3 月 第 38 回三方山委員会が開催された。
パイロットプラント処理水の水源涵養林への散水計画の実施
 - ① 処理水の水源涵養林への散水は 5 t / 日で調整し、その後に次の展開を検討することになった。
 - ② 散水が落ち着いたらパイロットプラント処理水量の増量を検討。
- 令和 2 年 6 月 処理水の水源涵養林への散水を 5 t / 日で運転開始（R2. 6. 1）。
- 令和 2 年 8 月 第 39 回三方山委員会が開催された。
 - ① 処理水や散水量の増量については、事業者と事務局とで調整しながら進めていくこととする。
 - ② 三方山委員会は解散する方向で調整に入ることになった。
 - 市民等が監視できるよう新たな組織等を検討。
 - 産業廃棄物処理施設専門委員会等の既存組織の活用も検討。
- 令和 2 年 10 月 ワーキンググループ協議会開催。
 - ① 新たな組織の立上げは困難。長崎市の環境審議会において三方山問題を引継ぐことができないなら委員会を継続することとする。

↓

（同審議会所管課の回答）

三方山委員会と環境審議会の双方の会の設立根拠や審議事項及び構成員を比較した結果、同審議会へ三方山問題を引継ぐのは困難であるとの回答。

↓

第 40 回委員会にて委員会継続の方向で審議することとなる。

- 令和 3 年 2 月 第 40 回三方山委員会が開催。
 - ① 本委員会を 5 年間継続とする。(令和 8 年 3 月まで延長の決議)
 - ② 各委員は再任とし、審議事項がある場合のみ招集して開催することとし、それ以外は主にメール等による書面開催にする。
 - ③ 「パイロットプラント (PP) 停止に向けたフロー」の承認
 - ③ 水質検査、立入検査報告。
- 令和 6 年 10 月 第 40 回三方山水源環境保全委員会で定めた「パイロットプラント (PP) 停止へ向けたフロー」に基づき、令和 6 年 10 月 14 日にパイロットプラントの稼働を休止。
- 令和 7 年 3 月 令和 7 年 2 月 13 日採水分のボーリング No. 4 の総水銀値が環境基準を超過したことから、同年 3 月 17 日及び 4 月 18 日に再検査を実施し、結果は環境基準値未満であった。
また、同年 5 月 12 日に市が実施した水質の定期検査においても環境基準値未満であった。
- 令和 7 年 5 月 令和 7 年 5 月 12 日に市が実施した水質の定期検査において、パイロットプラント原水 (処理前の地下水) の総水銀値が、速報値で環境基準を超過していたことから、三方山委員会が定めた「パイロットプラント (PP) 停止へ向けたフロー」に基づき、令和 6 年 10 月 14 日から稼働を休止しているパイロットプラントを令和 7 年 5 月 23 日に再稼働した。